

平成 2 3 年度 統計法施行状況報告

(民間事業者の活用関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、就業構造基本調査におけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した1件の民間委託(就業構造基本調査(照会対応(コールセンター)))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成 22 年3月 25 日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。</p>	実施済	—	
<p>○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成 21 年6月 24 日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成 22 年4月に設置し、府省横断的な検討を開始。平成 23 年度においては、引き続き、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、民間事業者活用ガイドライン(平成 24 年4月6日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成 23 年度に2回開催し、民間事業者における統計調査業務の履行能力や、民間事業者を活用するに当たっての課題等を把握するとともに、民間事業者活用ガイドラインの趣旨等を民間事業者団体に周知。把握した民間事業者の実態等については、民間事業者活用WGにおいて、府省間で情報共有を図るとともに、同WGにおける民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する際の基礎資料として活用。</p>	継続実施	—	

統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成23年度に実施した統計調査に係る事務については、222統計調査中185統計調査(全体の83.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成23年度中)

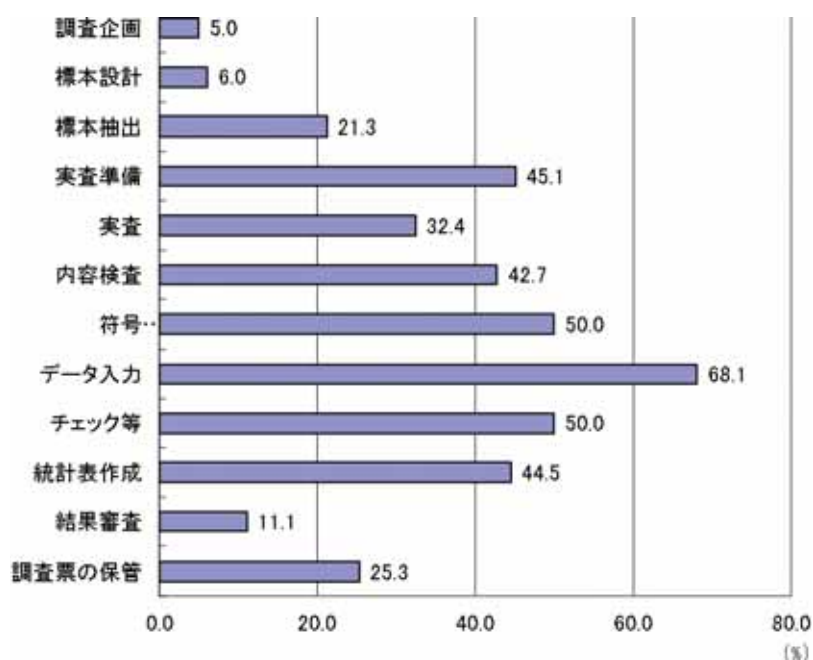
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	222	166	160	215	222	220	80	213	218	218	208	221	222
	うち民間委託を実施しているもの (件数)	11	10	34	97	72	94	40	145	109	97	23	56	185
	(割合:%)	(5.0)	(6.0)	(21.3)	(45.1)	(32.4)	(42.7)	(50.0)	(68.1)	(50.0)	(44.5)	(11.1)	(25.3)	(83.3)
	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (件数)	0	0	0	1	6	11	8	11	18	18	2	11	21
	(割合:%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.5)	(2.7)	(5.0)	(10.0)	(5.2)	(8.3)	(8.3)	(1.0)	(5.0)	(9.5)
地方支分部局	当該事務が存在する統計調査件数	3	2	24	24	39	37	6	24	22	4	15	24	44
	うち民間委託を実施しているもの (件数)	1	1	1	2	1	1	1	5	2	1	1	0	5

注1) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成23年度に実施された統計調査の総件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成23年度中）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの(件数)	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	10	9	0	1	0
総務省	12	12	9	—	—
法務省	1	1	0	—	—
財務省	5	5	0	2	0
文部科学省	14	6	1	—	—
厚生労働省	62	58	4	7	1
農林水産省	36	26	0	23	1
経済産業省	35	29	1	3	0
国土交通省	38	31	4	8	3
環境省	6	6	0	—	—
人事院	3	2	2	—	—
合計	222	185	21	44	5

注) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は、次のとおりであり、平成23年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下であり、統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは8件あり、表3のとおり、そのすべてのデータベースにおいて、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成23年度中）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	8	8	8	8	7	8
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	7	2	7	2	8

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成23年度中）

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの（件数）
内閣府	-	-
総務省	2	2
法務省	-	-
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	8	8